

議案第37号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案

(大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程(平成8年大阪市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「翌日」を「翌日(以下「利率基準日」という。)」に、「年6パーセントを」を「利率基準日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改め、同項第2号中「年6パーセントの利率」を「利率基準日における法定利率」に改める。

(大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程(平成13年大阪市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「翌日」を「翌日(以下「利率基準日」という。)」に、「年6パーセントを」を「利率基準日における法定利率を」に、「年6パーセントの利率」を「当該法定利率」に改め、同項第2号中「年6パーセントの利率」を「利率基準日における法定利率」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

分割徴収し、又は分割交付する清算金及び仮清算金に付す利子の利率を改めるため、大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程(抄)

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 省 略

2 前項の場合において、清算金に付す利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、当該各号に定める利率とし、第1回に分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

- (1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日(以下「利率基準日」という。)における普通地方長期資金(財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。)の固定金利方式による貸付利率のうち最も低い貸付利率(当該貸付利率が年6パーセント 利率基準日における法定利率を超える場合には、年6パーセント 当該法定

セントの利率)
利率

- (2) 分割交付する清算金 年6パーセントの利率
利率基準日における法定利率

3 - 9 省 略

大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程(抄)

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第23条 省 略

2 前項の場合において、清算金に付す利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、当該各号に定める利率とし、第1回に分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。

- (1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日

(以下「利率基準日」という。)における普通地方長期資金(財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則(昭和49年大蔵省令第42号)第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。)の固定金利方式による貸付利率のうち最も低い貸付利率(当該貸付利率が年6パーセント を超える場合には、年6パーセント 利率基準日における法定利率 当該法定

セントの利率)
利率

(2) 分割交付する清算金 年6パーセントの利率
利率基準日における法定利率

3 - 9 省 略